

1 ネットワークインフラの整備

(1) 無線アクセスシステムの導入促進

加入者系無線アクセスシステムを支援対象に追加

家庭・オフィス等と電気通信事業者の回線設備との間を、直接、無線で接続し、広帯域の情報通信を可能とするシステムとして、無線アクセスシステム・無線LANシステムが注目されている。

特に、加入者系無線アクセスシステムは、有線（光ファイバ等）と比較して低コスト、短期間で整備可能であること、ネットワーク構成の変更が容易であること、さらに光ファイバの敷設が困難な地域においては光ファイバの代替として利用可能なことから注目を集めている。また、地域通信市場における競争促進に資するものとしても期待されており、平成13年4月現在、加入者系無線アクセスシステムを利用して、サービスの提供を開始、または予定している事業者は15社となっている。

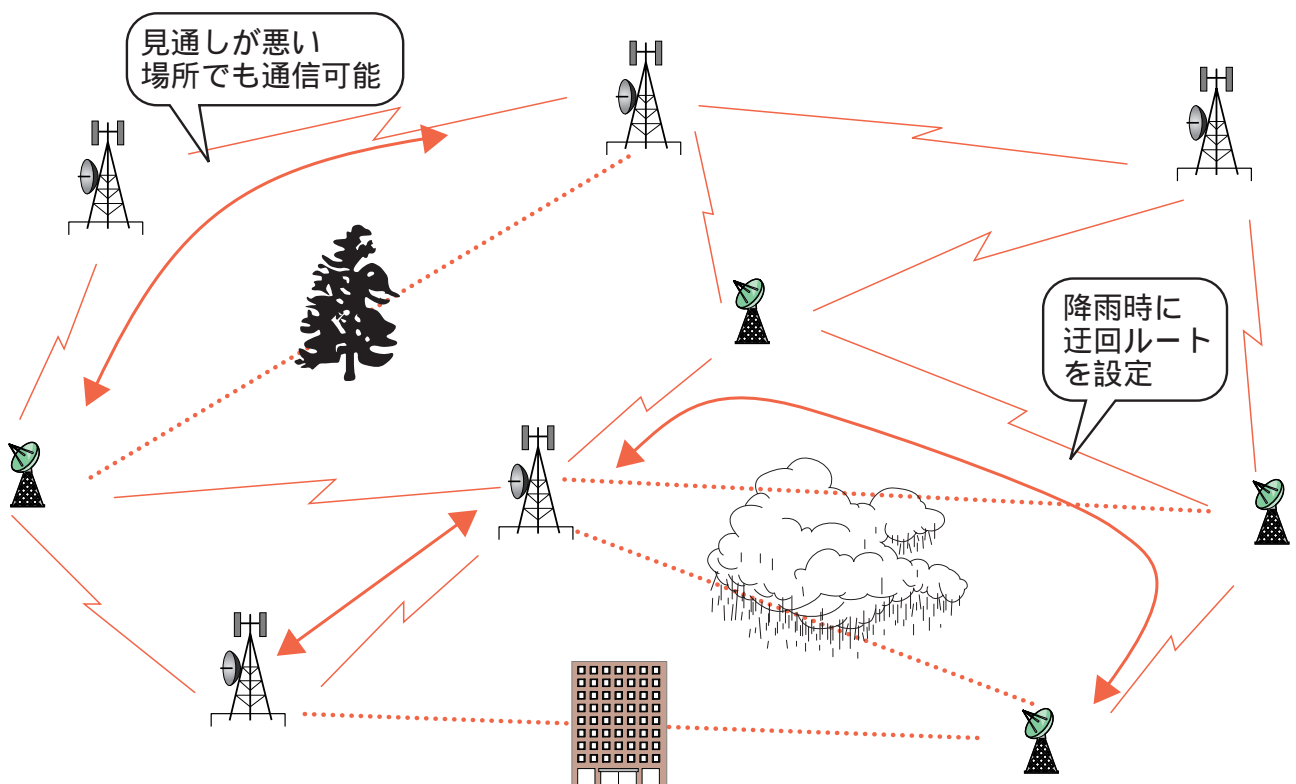
また、より一層の高速・広帯域ネットワークの整備を促進するため、総務省では、平成13年5月に廃止期限を迎える電気通信基盤充実臨時措置法について、廃止期限を5年間延

長するとともに、加入者系無線アクセスシステム等を新たに支援対象に追加するための改正法案を第151回通常国会に提出し、成立したところである。

さらに、ネットワーク構築の柔軟性、耐障害性等の点で高度化を図ることを目的に、総務省では、12年度から次世代無線アクセスシステムの研究開発を通信・放送機構の委託研究として実施している（図表）。本システムはメッシュ型の無線アクセスシステムであり、それを実現するための、自立型混信回避技術、自立型経路選択技術等を平成12年度から平成16年度までの5か年計画で実現する予定である。

一方、総務省では、近年のインターネット利用ニーズの増大に応えるべく、経済的かつ容易に高速インターネット接続が可能となる無線アクセスシステムの普及に向けて、更なる周波数の追加割当てについて、検討を行っているところである。

図表 新世代無線アクセスシステムのイメージ



(出典) 総務省資料

1 ネットワークインフラの整備

(2) 次世代携帯電話 (IMT-2000) の推進

平成13年10月に本格サービス開始

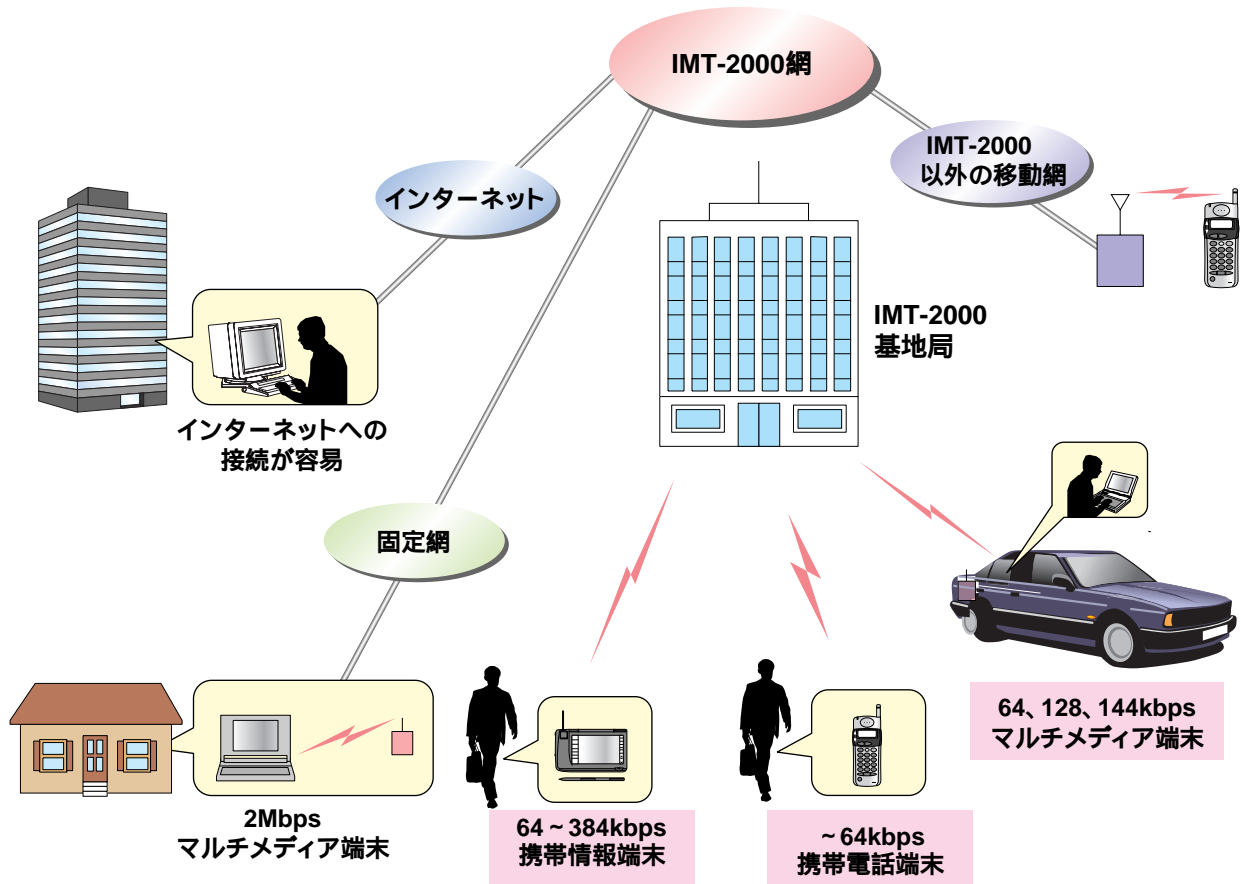
次世代携帯電話 (IMT-2000:International Mobile Telecommunications-2000) は、デジタル方式の次世代移動通信サービスで、世界中どこでも使えるグローバルサービス、固定網並みの高品質音声サービス、簡単な動画の伝送やインターネットアクセス等のマルチメディア移動通信サービスの提供を特徴とする (図表)。

総務省では、平成13年中の導入に向け、平成12年3月に導入に関する方針等を決定し、同年4月から事業許可申請及び無線局免許申請の受付を開始、6月にNTTドコモグループ、ジェイフオングループ、IDO及びDDIセルラーグループ

(現KDDI) に対して、予備免許及び電気通信事業の変更を許可した。これにより、NTTドコモグループは平成13年5月からIMT-2000の試験サービスを開始しており、同年10月には商用サービス化する予定である。また、ジェイフオングループについても平成14年6月から、KDDIについては同年9月から首都圏等の大都市圏を中心に商用サービスの開始を予定している。

また、将来のIMT-2000の発展に対応するため、ITU世界無線通信会議 (ITU WRC2000) の結果を踏まえた追加周波数の検討等を進めていく予定である。

図表 IMT-2000の概要



(出典) 総務省資料

2 情報通信格差是正の推進 (1) 携帯電話サービスの地域間格差是正事業等の推進

地域間格差の一層の是正に向けて移動通信用鉄塔施設整備事業の補助率を2分の1に引き上げ

総務省では、携帯電話サービスの地域間格差の是正について、過疎地域等を対象に、平成3年度から移動通信用鉄塔施設整備事業を実施し（図表）、平成11年度末において全国の市町村役場周辺において通話が可能となっている。平成13年度からは、一層の地域間格差の是正を図るため、公共事業関係費から支出し、国庫補助率を1/3から1/2に引き上げるとともに、鉄塔の基地局から交換局までの回線（無線設備等）を補助対象に追加する。

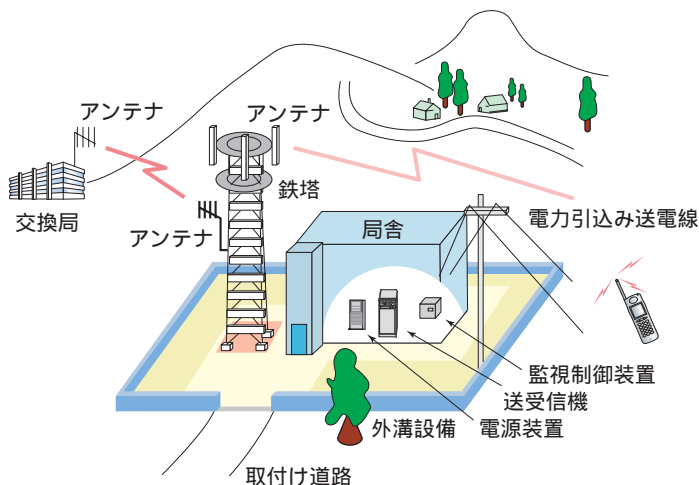
また、近年における携帯電話の急速な普及にともない、高速道路等トンネル及び地下街等において、電波が遮へいされることにより通話が途切れる等の状態を解消することについての要請が急速に高まっていることから、平成5年度から10年度まで移動通信用鉄塔施設整備事業により実施していた高速道路等トンネル及び地下街等閉塞地域における整備について、平成11年度から新たに電波遮へい対策事業として実施するとともに、補助率を従来の1/4から1/2に引き上げた。

図表 移動通信用鉄塔施設整備事業・電波遮へい対策事業の概要

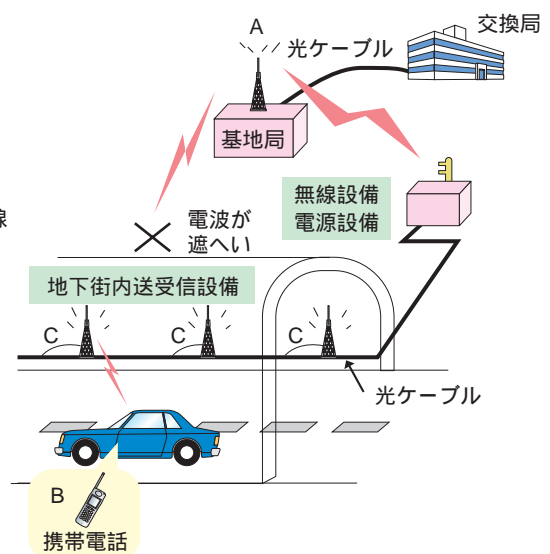
事業名	対象事業	対象地域及び対象者	事業主体	国庫補助率
移動通信用鉄塔施設整備事業 (平成3年度～)	携帯電話サービスの利用可能な地域を拡大するために必要な移動通信用鉄塔施設の整備	過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯	市町村	1/3 (平成13年度からは1/2となる。)
電波遮へい対策事業 (平成11年度～)	高速道路等トンネル及び地下街等、人工的な構造物によって電波が遮へいされることにより移動通信サービスが利用できない地域において、その利用を可能とするための移動通信用中継施設の整備	高速道路等のトンネル、地下街・地下駐車場の閉塞地域	公益法人	1/2

平成10年度まで、高速道路等トンネル及び地下街等閉塞地域の整備は、移動通信用鉄塔施設整備事業により実施。

移動通信鉄塔施設整備事業に係る施設イメージ



電波遮へい対策事業に係る施設イメージ



2 情報通信格差是正の推進

(2) 放送分野における情報通信格差是正への取組

地理的条件等による難視聴・受信障害解消のための事業を推進

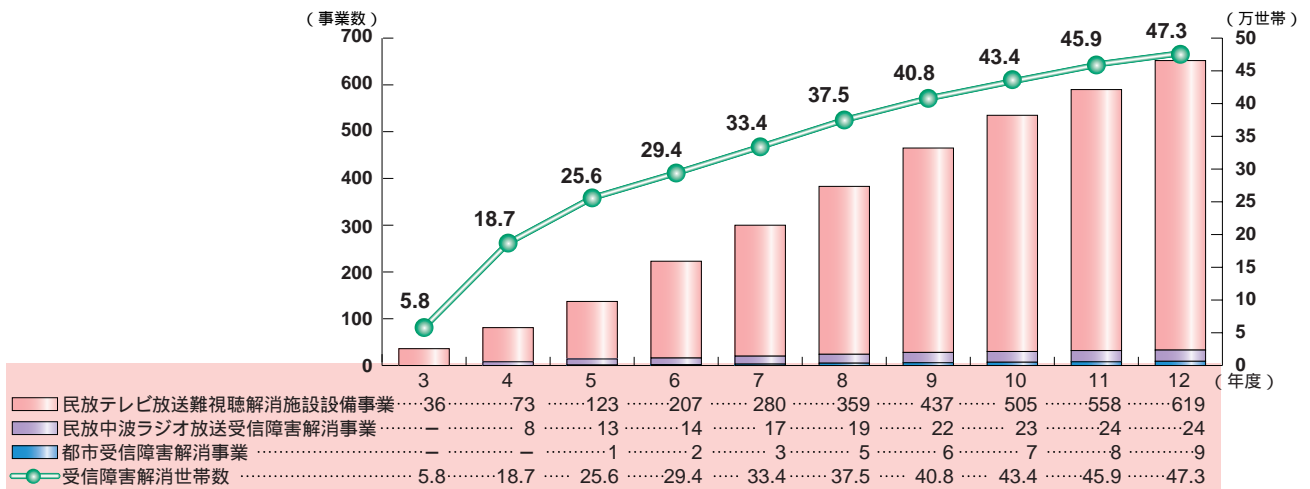
総務省では、平成3年度に創設した電気通信格差是正事業（平成13年度から情報通信格差是正事業）（第3章第3節2（1）参照）や平成2年度に創設した衛星放送受信設備設置助成制度により、情報の地域間格差の是正に向けた取組を展開している。放送分野における取組としては、地理的条件等が

原因で放送(地上波)の視聴が困難な地域において、良好な受信環境を確保するための事業を実施する地方公共団体等に対する補助を行っている(図表)。本事業による難視聴・受信障害解消世帯数は、平成12年度末現在、累計で47.3万世帯となっている(図表)。

図表 難視聴・受信障害解消に向けた各事業の概要

事業名	対象地域又は対象者	事業の概要
民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業 (平成3年度～)	地上系民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域 【実施事業数・地域数】 累計：619事業 平成12年度：61事業	市町村が整備する共同受信施設及び中継施設並びに公益法人が整備する共同受信施設の設置に要する経費の1/3を補助（公益法人が中継施設を設置する場合は1/4を補助） なお、平成13年度からは市町村が整備する共同受信施設及び中継施設の設置に要する経費の1/3を補助（過疎地等以外の市町村が中継施設を設置する場合は1/4を補助）
民放中波ラジオ受信障害解消事業 (平成4年度～)	民放中波ラジオ放送が良好に受信できない地域 【実施事業数・地域数】 累計：25事業（37地域） 平成12年度：1事業（1地域）	市町村が整備する中波ラジオ放送中継局施設の設置に要する経費の1/3を補助(公益法人が事業主体の場合は1/4を補助) なお、平成13年度からは市町村が整備する中波ラジオ中継施設の設置に要する経費の1/3を補助（過疎地等以外の市町村が中波ラジオ中継施設を設置する場合は1/4を補助）
都市受信障害解消事業 (平成5年度～)	原因建造物の特定が困難なテレビジョン放送の受信障害地域 【実施事業数・地域数】 累計：9事業（2地域） 平成12年度：1事業（1地域）	市区町村が整備する共同受信施設の設置に要する経費の1/3を補助
衛星放送受信設備設置助成制度（平成2年度～）	地形等（建造物を除く。）によるNHKのテレビジョン（地上）放送の難視聴地域の在住者 【実施事業数・地域数】 累計：約2万5千世帯（263市町村） 平成12年度：約1800世帯（28市町村）	個人又は団体が、NHKの衛星放送受信設備の設置に要する経費の1/4を補助

図表 電気通信格差是正事業等の実施事業数、難視聴・受信障害解消世帯数の推移（累計）



(出典) 総務省資料

3 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進 (1) 電気通信設備の重大事故と対策

情報セキュリティの一層の確保に向けて

情報通信ネットワークが高度化し、国民生活や社会経済活動のネットワーク依存が一層高まる中で、情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保が重要になっている。

こうした中、平成12年1月から2月にかけて中央省庁等のホームページ不正改ざん事案が発生したこと等を受け、郵政省（現総務省）では、2月から「電気通信事業におけるサイバーテロ対策検討会」を開催して電気通信分野のサイバーテロ対策の検討を行い、11月に最終報告の取りまとめが行われた。

検討会提言を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（ガイドライン）」にハッカー・コンピュータウイルス対策、モバイルインターネット信頼性強化策、セキュリティポリシー・危機管理計画の策定等の基準を追加し、「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程」に情報セキュリティに関する登録の種類（C種）を設けた。さらに、電気通信主任技術者試験に情報セキュリティに係る試験科目を追加するなどの人材育成策を実施し、情報セキュリティ対

策の一層の推進を図っている。

電気通信分野においては、平成12年度、有珠山、三宅島における火山噴火、東海地方における豪雨、鳥取県西部地震等の多くの自然災害が発生し、その影響による商用電源の停止、伝送ケーブルの断等によりサービスが停止した。また、モバイルインターネット接続サービス及びインターネット常時接続サービスの利用者の急激な増加を背景として、それらのサービスにおいて電気通信事業法に定める重大な事故又はそれに準ずる規模の事故が多発している。平成12年度において重大な事故は10件発生している（図表）。

総務省では、電気通信設備の事故の発生状況や発生要因、対応策等を確認するため、必要に応じて実地調査を行い、電気通信事業者に対し再発防止に必要な指導を行うとともに、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に基づく対策の実施を求める等、今後も利用者が安心して電気通信サービスを利用できるよう電気通信の安全・信頼性確保に努めていくこととしている。

図表 平成12年度の電気通信分野における主要事故事例

障害日時	事業者名及び障害地域	事故概要	障害の影響	原因
発生：H12 4/6 20:58- 復旧：同日 23:34	DDI及びセルラーグループ 全国	Ezwebサービスが使用不能	約16万	サーバーの処理領域不足
発生：H12 4/6 23:11- 復旧：H12 4/21 7:15	KDD 全国	海底ケーブルの切断 (バックアップ回線により影響は顕在化せず)	-	切断原因不明
発生：H12 7/19 5:33- 復旧：同日 8:03	ジェイフォン関西 和歌山県、奈良県、大阪府の一部	携帯電話サービスが使用不能	約25万	交換機のソフトウェア不具合
発生：H12 8/5 17:55- 復旧：同日 22:38	NTTドコモ 栃木県宇都宮市	DoPa、iモードサービスが使用不能	約34万	落雷による機器の障害
発生：H12 9/24 21:20- 復旧：H12 9/27 0:03	NTT西日本 NTT西日本エリア全域	フレッツ・ISDNが接続不能	約8万	接続制御装置の障害
発生：H12 11/2 21:56- 復旧：H12 11/3 0:34	au 福島県	CdmaOne携帯電話サービスが使用不能	約13万	交換機のソフトウェア不具合
発生：H12 11/25 15:30頃- 復旧：H12 11/26 5:10頃 発生：H12 11/26 11:30頃- 復旧：H12 11/27 0:50頃	au 全国（関東、東海エリアを除く）	EZweb、PacketOneサービスが使用困難	約214万	認証サーバーでの登録情報の堆積
発生：H12 12/11 14:37- 復旧：同日 18:34	NTTドコモ東北 山形県全域	DoPa、iモードサービスが使用不能	約11万	中継伝送路の障害
発生：H12 12/13 11:40- 復旧：同日 13:45頃	ジェイフォン東海 三重県	携帯電話サービスが使用不能	約4万	下水道工事による中継光ケーブルの損傷
発生：H12 12/29 23:18- 復旧：H12 12/30 2:00	ジェイフォン西日本 大阪府の一部及び滋賀県全域	携帯電話サービスが使用不能	約35万	交換機のソフトウェア不具合
発生：H13 1/11 5:20- 復旧：同日 9:52	NTTドコモ東北 福島県、山形県	携帯電話及びDoPa、iモードサービスが使用不能	約20万	交通事故による中継光ケーブルの切断

3 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進 (2) 被災者安否情報登録検索システム

災害時の安否情報をインターネット上で公開

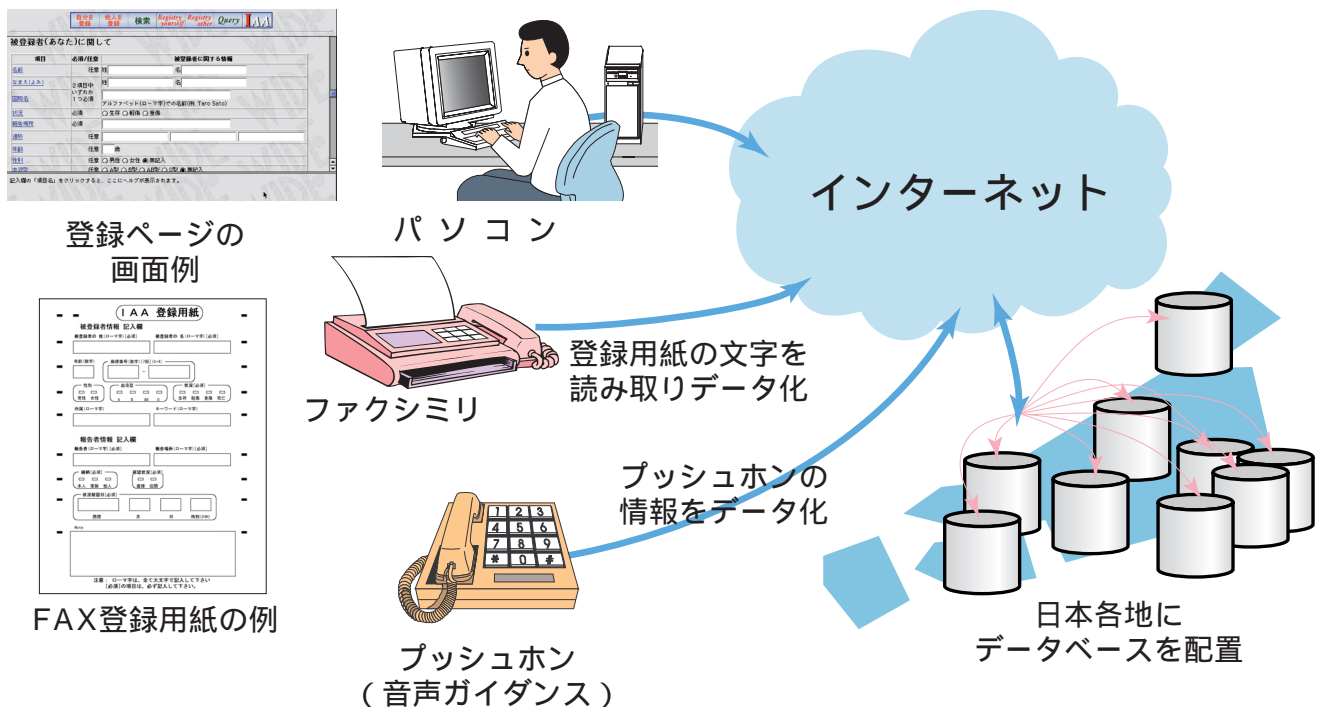
インターネットは、大規模災害が起きた場合の情報ネットワークインフラとしても活用が期待されており、(1)ネットワークが分散管理型で形成されているため、一部に障害が発生した場合にも自動的に迂回路を經由して情報が伝達される、(2)単一の情報に多数の人が同時にアクセスできる、等の点において電話等の通信ネットワークよりも優れていると考えられる。

被災者安否情報登録検索システム(IAAシステム: 'I am alive' 由来)は、WIDEプロジェクトライフラインワーキンググループ(<http://www.iaa.wide.ad.jp/index-j.html>)が平成7年に開発に着手したものであり、平成11年からは通信総合研究所でも共同で開発が行われている。このシステムを用いると、大規模災害等が発生した際に、インターネットを用いて容易に災害安否情報を収集でき、また、インターネットが使えない環境からでもプッシュホンやFAXにより安否照会ができるシステムとなっている。

同システムは現在開発中であるが、平成12年4月には有珠山火山活動の被災者への支援として、また同年6月には三宅島火山活動の被災者への支援として、実際に運用が開始されている。

同システムは現在開発中であるが、平成12年4月には有珠山火山活動の被災者への支援として、また同年6月には三宅島火山活動の被災者への支援として、実際に運用が開始されている。

図表 被災者安否情報登録検索システムの概要



(出典) 総務省資料

4 放送の高度化の推進 (1) 地上放送のデジタル化の推進

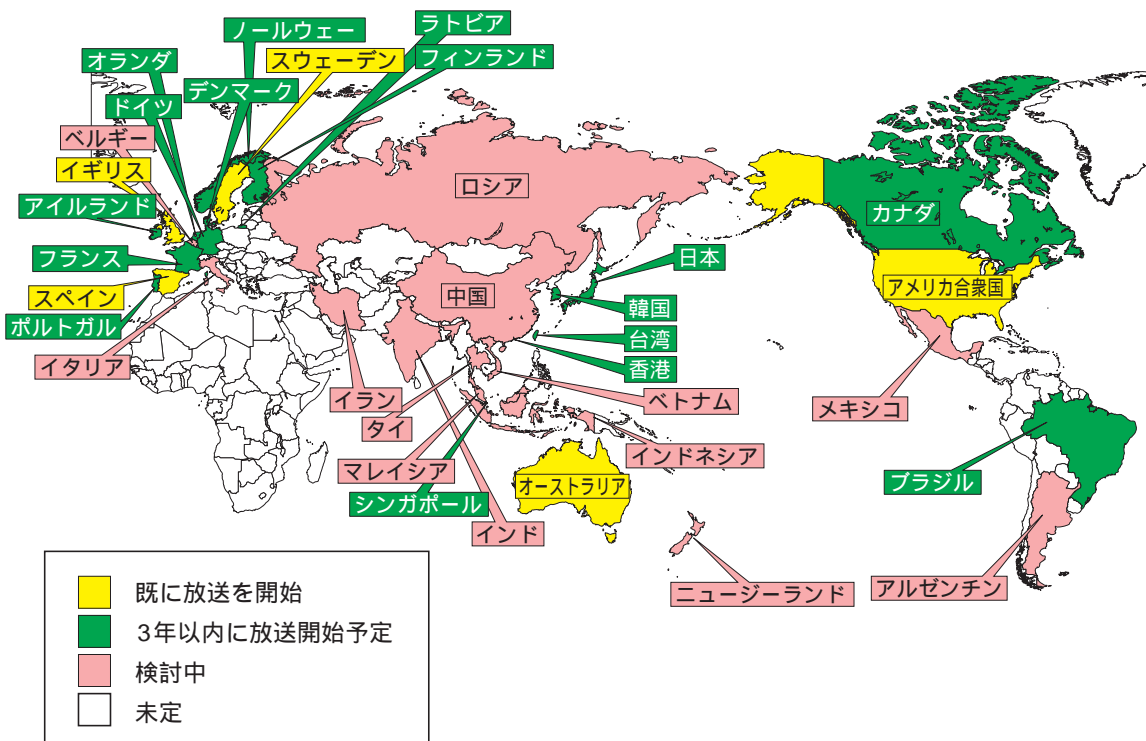
地上デジタル放送の本放送開始に向けた法制度・技術基準等の整備を推進

放送のデジタル化は、周波数の有効利用を通じて国民全体の総合的な電波利用サービスの向上に寄与するとともに、高品質な映像・音声サービス、データ放送、通信網と連携した高度な双方向サービス、安定した移動受信などの多くのメリットを国民にもたらすものであり、世界的な潮流としてデジタル化が進むものと見込まれている（図表、）。我が国においても、すでに衛星放送やケーブルテレビの一部でデジタル放送が開始されており、今後、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビの3つのメディアを、全体として整合性の取れた形で早期にデジタル化していくことは重要な課題と

なっている。

地上デジタルテレビジョン放送については、平成9年6月から、学識経験者や放送事業者等からなる「地上デジタル放送懇談会」において検討を進め、アナログ放送からデジタル放送への全面移行、関東・中京・近畿の3大広域圏では平成15年末まで、その他地域については平成18年末までに本放送開始を目標、との結論を得た（平成10年10月）。これを受け、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」及び「放送法の一部を改正する法律」を平成11年に制定したほか、同年9月、NHK、民放、郵政省（現総務省）の三

図表 世界各国における地上デジタル放送の動向

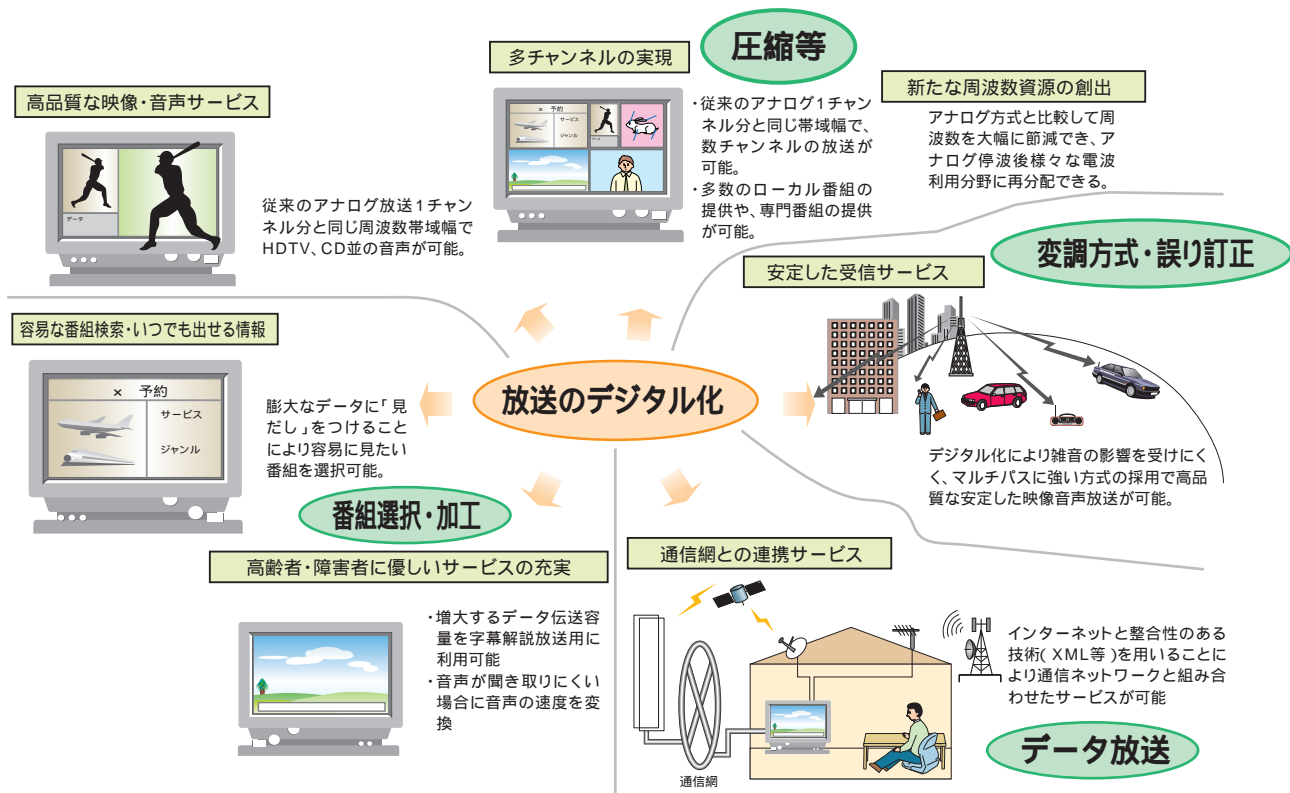


(出典) 総務省資料

者による「地上デジタル放送に関する共同検討委員会」を設置し、具体的な実行方策を検討してきた。さらに、地上デジタルテレビジョン放送への移行に先立ち、一部の地域において既存のアナログ放送の周波数を変更(いわゆる「アナアナ変更」)する必要があることから、このアナアナ変更にも必要となる対策経費について、平成13年度予算に約123億円を計上するとともに、今回、「電波法の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立している。また、地上デジタル音声放送については、電気通信技術審

議会において、平成11年11月29日に「地上デジタル音声放送方式の技術的条件」及び「地上デジタル音声放送の置局に関する技術的条件」について一部答申がなされたことを受け、地上デジタル音声放送の技術基準等を策定するため、関係省令の改正案について、平成12年9月に電波監理審議会に諮問、同年12月には同審議会から原案を適当とする旨の答申を受けた。平成13年4月からは地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許申請について、受付を行っている。

図表 放送のデジタル化のメリット



4 放送の高度化の推進

(2) BSデジタル放送の開始

放送開始から1,000日間で1,000万世帯に普及を目標

BS放送（放送衛星を利用した衛星放送）では、平成元年よりアナログ方式による放送が行われていたが、平成12年12月1日からデジタル方式による放送も開始された。

BSデジタル放送においては、BSアナログ放送のように放送事業者が放送番組の編集主体と放送局の管理・運用主体を兼ねるのではなく、CS放送と同様、放送番組の編集主体である委託放送事業者と放送局の管理運用主体である受託放送事業者に分ける受委託制度が採られている。

受託放送事業者については放送衛星システムが免許を、委託放送事業者については20社が認定を受けているところで

あり(図表)、臨場感あふれるデジタルハイビジョン放送を中心として、多彩で便利なデータ放送やCD並の高音質のデジタル音声放送など、デジタルの特性を活かした放送サービスを行っている。

また、BSデジタル放送の開始とともに、社団法人BSデジタル放送推進協会が、受信機の機能向上のためのエンジニアリング放送やBSデジタル放送の普及促進等の業務を開始しており、「放送開始後1,000日で1,000万世帯の普及」を目標に、より一層の普及に努めていくこととしている。

図表 BSデジタル放送に係る委託放送事業者

事業者名	番組数			
	HDTV	SDTV	音声	データ
日本放送協会	1	2		
株式会社ビーエス朝日	1	3	2	
株式会社WOWOW	1	3	2	
株式会社ビーエス日本	1	3	2	
株式会社ビー・エス・ジャパン	1	3	2	
株式会社ビーエスフジ	1	3	2	
株式会社ビーエス・アイ	1	3	2	
株式会社スター・チャンネル		1		
株式会社ビー・エス・コミュニケーションズ			2	
株式会社ジェイエフエヌ衛星放送			4	
株式会社ミュージックバード			4	
衛星デジタル音楽放送株式会社			1	1
日本ビーエス放送株式会社				1
株式会社メディアサーブ				1
株式会社メガポート放送				1
株式会社ウェザーニュース				1
日本メディアーク株式会社				1
株式会社デジタル・キャスト・インターナショナル				1
日本データ放送株式会社				1
社団法人BSデジタル放送推進協会				1
計 20社	7	21	23	9

印はBSアナログ放送のサイマル放送。

4 放送の高度化の推進

(3) 東経110度衛星によるCSデジタル

衛星放送の高度化及び発展に向けて

CSデジタル放送は、今まで3機の通信衛星(東経124度、128度及び144度の静止軌道上)を利用してサービスが提供されてきたが、BS-4後発機と同じ東経110度に新しい通信衛星(N-SAT-110)が平成12年10月に打ち上げられ、総務省では当該衛星を利用した放送の実現に向けて検討を進めてきた。

まず、技術基準において、視聴者利益と放送の健全な普及の観点からCSデジタル放送方式の拡充の検討を行い、平成12年8月にBSデジタル放送とほぼ同一な放送方式をCSデジタル放送方式に追加し、東経110度CSデジタル放送に採用することとした。

また、東経110度CSデジタル放送においては、デジタル放送の特性を活かしたサービスの高機能化の実現とその推進に十分配慮することとし、周波数の割当や認定方針の策定等

の制度整備を行った。

これらを受け、受託放送事業者については平成12年9月に宇宙通信及びジェイサットの2社に決定し、委託放送事業者については同年12月に18社を認定したところであり(図表)、平成13年末以降に放送を開始し、蓄積型データ放送やインターネット連動などの高機能サービスを中心とした放送を行うことが予定されている。

さらに、総務省は視聴者が一台のアンテナと受信機でBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送の両方が受信できるような規格の策定や共用端末の早期開発等について、デジタル放送受信機の民間規格を検討している(社)電波産業会や放送事業者及びメーカーに対し要請してきたところであり、その実現が期待されている。

図表 東経110度衛星デジタル放送に係る委託放送事業者

事業者名	番組数		
	SDTV	音声	データ
株式会社ハリウッドムービーズ	4		
株式会社インタラクティブヴィ	6		1
株式会社アクティブ・スポーツ・ブロードキャスティング	7		
マルチチャンネルエンターテイメント株式会社	5		
株式会社シーエス・プロジェクト	6		
日本メディアーク株式会社			1
株式会社イー・ポート・チャンネル	2		1
株式会社サテライト・サービス	5		
株式会社シーエス・ワンテン	6		1
日本ビーエス放送株式会社			1
株式会社メガポート放送			3
株式会社シーエス日本	8		1
株式会社スペーステリア	1	20	
株式会社シー・ティ・ビー・エス	5		1
株式会社シーエス九州	1		
シーエス映画放送株式会社	5		
阪急電鉄株式会社	1		
株式会社シーエス・ナウ	1		
計 18社	63	20	10

印は高精細度テレビジョン放送2番組を含む。

4 放送の高度化の推進

(4) ケーブルテレビの高度化

BSデジタル放送や地上デジタル放送と一体的な高度化を目指して

平成12年12月から開始されたBSデジタルテレビジョン放送や、平成15年には実用化を目指している地上デジタルテレビジョン放送の登場により、これらの放送を再送信しているケーブルテレビについても、多チャンネル、高画質・高性能のデジタル放送サービスを提供するために高度化していく必要がある。

総務省では、平成11年5月の電気通信審議会答申(「ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿 - 平成22年のケーブルテレビ - 」)を受け(図表)、この答申内容の実現を図るための具体的方策について検討することを目的として、平成11年9月から「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会」を開催し、平成12年6

月には制度的事項、技術的事項及びビジネスモデルの策定を内容とする最終報告書が取りまとめられた。この報告書では、放送のデジタル化の進展及び通信・放送の多様化の中でケーブルテレビの高度化に向けた方策等が示されている。

また、平成12年4月にはケーブルテレビにおける地上デジタルテレビジョン放送の伝送にかかる技術基準の制定等を行い、同年8月には、衛星放送も含めた多様な放送メディアに対応するため、デジタルケーブルテレビの放送方式の拡充を行うなど、他の放送メディアのデジタル化に対応するようケーブルテレビのデジタル化に関する制度整備を進めているところである。

図表 ケーブルテレビ高度化ビジョン(平成11年5月電気通信審議会答申より抜粋)

ケーブルテレビ高度化ビジョン(抜粋) 今後のケーブルテレビの高度化目標

2005年のケーブルテレビ

- ・自主放送ケーブルテレビ施設の幹線の光ファイバ化率ほぼ100%
- ・ほぼ全ての自主放送ケーブルテレビ施設が伝送容量770MHz程度の施設に広帯域化
- ・ほぼ全ての自主放送ケーブルテレビが、IPベースの双方向サービス(ケーブルインターネット等)を提供
- ・公正有効競争条件の確保の下、映像配信分野におけるケーブルテレビと電気通信事業との競争本格化

2010年のケーブルテレビ

- ・難視聴対策施設の役割が終了し、自主放送ケーブルテレビ施設が映像配信サービスを代替(一部の難視聴対策施設のグレードアップを含む。)
- ・ほぼ全てのケーブルテレビがフルデジタル化
- ・ケーブルテレビ局間のネットワーク化が完成し、ほぼ全てのケーブルテレビが複数市町村を単位としてグループ化

4 放送の高度化の推進

(5) 今後の放送発展に向けた取組

放送のデジタル化・高度化に対応したこれからの放送行政

総務省では、全放送メディアのデジタル化の進展やインターネットの高度化の進展など、放送を取り巻く環境変化を踏まえ、放送概念の整理、民間放送の在り方、公共放送の在り方など放送政策全般について検討することを目的として、平成12年5月より「放送政策研究会」を開催しており、同研究会では、平成12年12月に、これまで行われた議論を整理し、今後の審議の基礎としていくため、審議経過報告を取りまとめた。

審議経過報告のポイントとしては、(1) 通信と放送の融

合については、現実に伝送路の共用化が進展しているCSデジタル放送やケーブルテレビについて、ハードの利用をより柔軟にし、ハード・ソフトの分離を一層円滑に進めるための制度の整備の必要性等が、(2) NHKの在り方については、インターネットを通じたコンテンツ配信等NHKの業務の在り方や受信料以外の財源を導入することの是非等について今後更に検討する必要性等が挙げられている(図表)。

同研究会は、2年間を目途に開催することとしており、平成13年度も引き続き審議を行っていくこととしている。

図表 「放送政策研究会」審議経過報告の概要

1 通信と放送の融合

少なくとも現時点においては、現行の通信と放送の基本的枠組みを前提として検討することが適当であるが、通信と放送の融合を積極的に捉えた適切な政策を推進することも必要。

(1) 伝送路の融合

- ・CSデジタル放送、ケーブルテレビ等について、ハードの利用をより柔軟にし、ハード・ソフト分離を一層円滑に進める制度を整備することが必要。
- ・このため、電気通信事業者の役務(設備)を用いた放送を可能にし、大幅な規制緩和を実現。

(2) サービスの融合

- ・放送概念について、現行の放送と通信の区分が、将来にわたっても適当かどうか、諸外国の例を参考にしつつ、手続面の整備を含めて更に検討。
- ・データ放送は、放送として分類されているが、引き続き他の放送と同様の規律を課すことが適当かどうか検討することが必要。

2 公共放送の在り方

(1) 業務範囲等

- ・現時点において、インターネットを通じたコンテンツ配信等の業務をNHKの新たな業務として法律上位置付けるのは適当ではなく、今後のNHKの在り方についての全般的な検討の中で更に議論。
- ・その結論を得るまでの間は、インターネットを通じたコンテンツ配信を含め、NHKの業務は現行法の枠内で行われることが適当。

(注) NHKがインターネットを通じて放送番組の一部を提供することについては、現行法上は附帯業務として行う範囲内となるが、これは、放送番組の単純な二次利用であること、規模・態様が附帯業務の範囲内に留まると考えられる程度であること等の要件を充たす場合。

- ・子会社・関連会社の問題等についても、今後検討。

(2) 財源・経営体制等

- ・受信料制度はこれまで有効に機能。他方、有料放送等の他の財源を採用することが適当かどうかや副次収入を目的として新たに商業サービスを認めることの是非等の検討が必要。
- ・NHKは、特殊法人情報公開検討委員会最終報告書(平成12年7月)を踏まえ、平成12年12月に、情報公開の自主的な仕組みに関する考え方を示す「NHK情報公開基準要綱」を作成。今後、この要綱に基づき、郵政省(平成13年からは、総務省)の意見も加味しつつ、平成13年7月からの実施に向けて体制を整備する予定。本研究会では、適切な情報公開が行われることを期待。
- ・公共放送としての効率的な経営を確保する仕組み、経営委員会の活性化方策や視聴者の意見の一層の反映のための措置について議論が必要。

3 民間放送の在り方

- ・今後、マスメディア集中排除原則、放送対象地域や地方公共団体の出資等について本格的に検討。